



平成 19 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 : フロイント産業株式会社
代表者名 : 代表取締役 堀 哲郎
(JASDAQコード番号 : 6312)
問合わせ先 : 取締役経営管理本部長 白鳥 則生
電 話 : 03-5908-2611 (代表)

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成19年5月24日開催予定の第43回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議する事を決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の現在の事業内容に鑑み、事業目的の整理、条文の簡素化を図るため、一部条文を変更するとともに字句の修正、号数の繰上げを行うものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、変更案第23条に取締役の任期を2年から1年に短縮するよう規定するものであります。
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)(以下、「会社法」という。)、 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)(以下、「整備法」という。) 「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)(以下、「施行規則」)、 「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)(以下、「計算規則」)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款について、所要の変更を行うものであります。
 - ①整備法の規定に基づき、以下の事項について定款の定めがあるとみなされていた事項に関し、所要の変更を行うものであります。
 - ・取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の規定を新設。(変更案第4条)
 - ・株券を発行する旨の規定を新設。(変更案第7条)
 - ・名義書換代理人から株主名簿管理人へ名称を変更。(変更案第12条)
 - ②単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第10条に単元未満株式の権利を限定する規定を新設するものであります。
 - ③施行規則第94条第1項等の規定により、株主総会において充実した情報開示ができるよう、変更案第17条に株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定を新設するものであります。

- ④議決権の代理行使を行うことができる代理人の員数を明確にするため、変更案第 19 条に代理人の員数を規定するものであります。
- ⑤会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第 28 条に規定するものであります。
- ⑥会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役がその職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、変更案第 32 条に責任限定契約に関する規定を新設するものであります。

なお、第 32 条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

- ⑦会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役がその職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、変更案第 41 条に責任限定契約に関する規定を新設するものであります。
- ⑧上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除、修正および移設、ならびに一部表現の変更、字句の修正および条数の変更等、全般にわたり所要の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 5 月 24 日

定款変更の効力発生日 平成 19 年 5 月 24 日

以上

【別紙】 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、フロイント産業株式会社と称し、英文では Freund Corporation と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>製薬・食品製造用・化学用機械の製造並びに販売</u></p> <p>(2) <u>理科学医療機器の製造並びに販売</u></p> <p>(3) 医薬品、医薬部外品、毒物、劇物、動物用医薬品、農薬賦形剤、結合剤・崩壊剤・コーティング剤等の医薬品添加剤の製造販売並びに受託加工販売</p> <p>(4) 医薬品製造受託及び仲介</p> <p>(5) 食品、食品品質保持剤及び食品添加物の製造販売</p> <p>(6) <u>各種ゴム製品、プラスチック製品、合成塗料類の製造並びに販売</u></p> <p>(7) <u>建築用材料の製造加工販売並びに工事施工及び宣伝装飾用材料の製造販売並びに工事施工</u></p> <p>(8) <u>業務用家庭用電気機器、計器の製造並びに販売</u></p> <p>(9) 飼料の製造並びに販売</p> <p>(10) <u>ビタミン、カルシウム、鉄分等の栄養素を補給するための栄養補助食品の製造販売並びに受託加工販売</u></p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) <u>薬品製造用機械、食品製造用機械、化学用機械、および医療用機器の製造ならびに販売</u></p> <p>(削除)</p> <p>(2) 医薬品、医薬部外品、毒物、劇物、動物用医薬品、農薬賦形剤、結合剤・崩壊剤・コーティング剤等の医薬品添加剤の製造販売ならびに受託加工販売</p> <p>(3) 医薬品製造受託および仲介</p> <p>(4) 食品、食品品質保持剤および食品添加物の製造販売</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(5) <u>栄養補助食品および健康食品の製造販売ならびに受託加工販売</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(11) 農産物、樹木、草花等の種子の被覆、造粒加工販売</p> <p>(12) 農薬の製造販売並びに受託加工販売</p> <p>(13) <u>イチョウ葉エキス、植物種子の焙煎物、乳酸菌等の健康食品の製造販売並びに受託加工販売</u></p> <p>(14) 電気工事及び管工事の設計、施工、請負並びに監理監督</p> <p>(15) <u>機械器具設置工事の設計、施工、請負並びに監理監督</u></p> <p>(16) 粉塵の除去、微粉回収用装置の製造販売</p> <p>(17) <u>製薬・食品・化学等の開発研究、処方検討等の受託</u></p> <p>(18) 前各号に関連する輸出入業務</p> <p>(19) 前各号に関連する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>(6) 農産物、樹木、草花等の種子の被覆、造粒加工販売</p> <p>(7) 農薬の製造販売<u>ならびに</u>受託加工販売 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(8) 機械器具設置工事、<u>電気工事および管工事の設計、施工、請負ならびに監理監督</u></p> <p>(9) 粉塵の除去、微粉回収用装置の製造販売</p> <p>(10) <u>医薬品・食品・化学等の開発研究、処方検討等の受託</u></p> <p>(11) 前各号に関連する輸出入業務</p> <p>(12) 前各号に関連する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第二章 株式</p> <p style="text-align: center;">(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、1,500万株とする。<u>ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">(取締役会決議による自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">(単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第二章 株式</p> <p style="text-align: center;">(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1,500万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p style="text-align: center;">(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p style="text-align: center;">(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p style="text-align: center;">(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">(4) 次条に定める請求をする権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の<u>単元未満株式を有する株主</u> (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を当社に請求することができる。</p> <p>(2) 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>(<u>基準日</u>)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎年2月末日最終株主名簿</u> (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)に記載又は記録された株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか、中間配当を受けるべき者を確定するため、その他必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第11条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>(2) <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>(3) <u>当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消、株券の交付、単元未満株式の買取り・買増し及び諸届けの受理等に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売り渡すこと</u>を請求することができる。</p> <p>2 前項の請求があった場合において、当社が<u>売り渡すべき数の株式を有しないときは、</u>当社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第12条 当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p><u>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p><u>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第13条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第14条 (現行どおり)</u></p> <p><u>2 株主総会は、東京都区内で開催する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第16条 (現行どおり)</u></p> <p><u>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、<u>定款に別段の定めがある場合を除き</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p><u>(2) 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果については、議事録に記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>(2) 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>(2) 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>2 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第20条 株主総会の議事については、法令に従い議事録を作成し、備置く。</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第21条 取締役会の決議をもって代表取締役を選任する。</u></p> <p><u>(2) 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(会長及び相談役)</p> <p><u>第22条 取締役会の決議により、会長及び相談役を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(会長および相談役)</p> <p><u>第25条 取締役会は、その決議によって会長および相談役を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2 (現行どおり)</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第28条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第29条 取締役会の議事については、法令に従い議事録を作成し、出席取締役および出席監査役が記名押印する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第28条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第五章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>(2) 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第五章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(報酬及び退職慰労金)</u></p> <p><u>第37条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;">第六章 計算</p> <p><u>(営業年度及び決算期)</u></p> <p><u>第38条 当会社の営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとし、毎年2月末日を決算期とする。</u></p> <p><u>(利益配当)</u></p> <p><u>第39条 当会社の利益配当金は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対し支払う。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第38条 監査役会の議事については、法令に従い議事録を作成し、出席監査役が記名押印する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第41条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第六章 計算</p> <p><u>(事業年度)</u></p> <p><u>第42条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u></p> <p><u>2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対し、商法293条ノ5の定めによる金銭の分配（以下中間配当という）を行うことができる。</u></p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p><u>第41条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1. 第4条（公告の方法）は、平成8年6月1日から効力を生ずるものとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p><u>第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>